

「往古奥州道」と「押立堤」について

秦野 秀明

はじめに

福井猷貞が著した『越ヶ谷瓜の蔓』（以下『瓜の蔓』と略す）⁽¹⁾と『大沢猫の爪』（以下『猫の爪』と略す）⁽²⁾は、それぞれ文化年間（一八〇四〜一八一八）より文政五年（一八二二）に至るまでに成立したと推定されている⁽³⁾。その『瓜の蔓』には、往古の「奥州道」の経路について、次のような記載がある。

「史料一」

往古奥州道、千代田御城下ヨリ千住秋屋の里、大原通、八条堤通、南百角ヨリ西方、中町横町ヨリ元荒川渡り押立堤通り、大里古往還間久里粕壁橋手前ヨリ百間通り幸手入、御成道迄川付堤通り往還ニ而有之由、又一筋ハ千住ヨリ舍人道・鳩谷・大門・岩付・上高野台通りも有之由、いづれ往古之義不相分候へ共御入国後も千住ヨリ八条通南百西方中町横丁へ通り来候、日光山 御遷葬之後千住ヨリ中町橋迄之道筋ニ相成申候、⁽⁴⁾

（太字・カタカナ筆者）

「史料一」における「八条堤通、南百角ヨリ西方、中町横町ヨリ元荒川渡り押立堤通り、大里古往還間久里」の記載が、現在の越谷市の市域に該当するのであるが、その中の「押立堤」

の所在地が不明であり、さらに「中町横町」より「元荒川」を渡り「押立堤」へと至る経路もまた不明である。ゆえに本稿では、①「押立堤」の所在地、②「押立堤」へと至る往古の「奥州道」の経路、について考察を進める。ただし本稿では、「史料一」に記載された経路が実際に往古の「奥州道」であったか否かは問わない。

一 「押立堤通り」の表記

「史料一」における「通」及び「通り」の記載を書き出すと、次の七点である。

- ① 「大原（だいら）通」
- ② 「八条堤通」
- ③ 「中町横町ヨリ元荒川渡り押立堤通り」
- ④ 「粕壁橋手前ヨリ百間（もんま）通り」
- ⑤ 「御成道迄川付堤通り」
- ⑥ 「千住ヨリ舍人道・鳩谷・大門・岩付・上高野台通り」
- ⑦ 「千住ヨリ八条通南百西方中町横丁へ通り」
（太字・カタカナ・振り仮名筆者）

これら七点についての考察を進めると、以下のように判明する。①「大原通」の前に「○○ヨリ」が付かないため、「大原通」という固有名詞の表記である可能性が高い。

②「八条堤通」の前に「○○ヨリ」が付かないため、「八条堤通」という固有名詞の表記である可能性が高い。

③「押立堤通り」の前に「中町横町ヨリ」が付くため、「押立堤を通り」という意味の表記である。

④「百間通り」の前に「粕壁橋手前ヨリ」が付くため、「百間を通り」という意味の表記である。

⑤ 「川付堤通り」の前に「御成道迄」が付くため、「川付堤を通り」という意味の表記である。

⑥ 「上高野台通り」の前に「千住ヨリ」が付くため、「上高野台を通り」という意味の表記である。

⑦ 「八条通」の前に「千住ヨリ」が付くが、「八条通」を含む「八条通南百西方中町横丁を通り」という意味の表記であるためと、②の「八条堤通」と⑦の「八条通」は同一のため、「八条通」という固有名詞の表記である可能性が高い。

ゆえに「押立堤通り」の表記は、「押立堤通り」という固有名詞ではなく、「押立堤を通り」という意味である。

二 「押立堤」の所在地

はじめに、「押立堤」のあった「押立」と、「押立堤」そのものの所在地について考察を進める。

『猫の爪』には、「押立」について、次のような記載がある。

「史料二」

一 上外レ大房村境をさして押立と云、高橋仁右衛門屋敷辺田端といひ、上ノ土橋辺茶屋前といふ、(5)

(太字筆者)

また、『猫の爪』には、どちらの方角を「上」とするのかについて、次のような記載がある。

「史料三」

〔前略〕東照宮様御遷宮之時ヨリ日光方を上と称来候事、

〔後略〕(6)

(太字・カタカナ筆者)

「史料二」、「史料三」の記載により、以下のことが判明する。

① 「上外レ大房村境」の「上」とは、「大沢町」の「日光」方向

にあった「大沢町・上宿(上組)」(7)を指し、その外れにあった「大沢町」と「大房村」の境界を指して、「押立」と云っていた。

② 「高橋仁右衛門屋敷」(8)の辺りを、「田端」と云っていた。

③ 「上ノ土橋」(9)の辺りを、「茶屋前」と云っていた。

さらに、『猫の爪』に描かれた「屋敷割絵図」(10)により、以下のことが判明する。

① b 「大沢町・上宿(上組)」は、現在の越谷市大沢三丁目であり、「押立」と云われた「大沢町」と「大房村」の境界は「大沢町・辻」(11)にあり、現在の大沢三丁目の「北端」である。

② b 「田端」と云われた「高橋仁右衛門屋敷」の辺りは、「大沢町・上宿(上組)」にあり、現在の大沢三丁目である。

③ b 「茶屋前」と云われた「上ノ土橋」の辺りは、「大沢町・辻」にあり、現在の大沢三丁目である。

昭和四十年(一九六五)五月の住居表示の変更以前は、現在の越谷市北越谷三丁目、四丁目、五丁目に相当する地域を、越谷市大字大房と称しており(12)、その大字大房には、次のような「村組」が存在していた(13)。

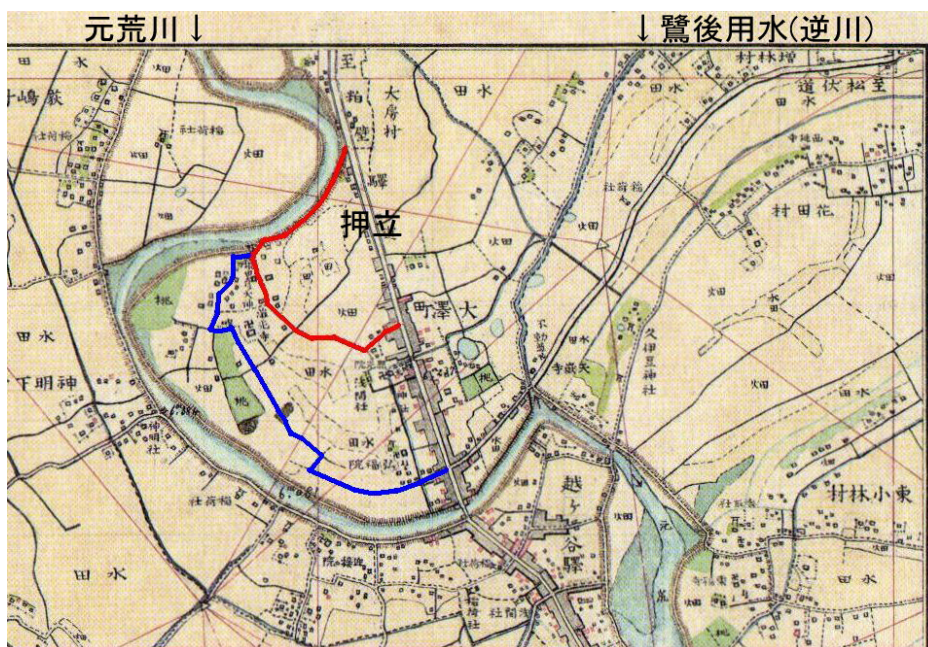
① 北越谷三丁目に相当する地域に、「(大房)中島組」

② 北越谷四丁目に相当する地域に、「上組(別名を本村組)」

③ 北越谷五丁目に相当する地域に、「押立組」(14)及び「畷組」

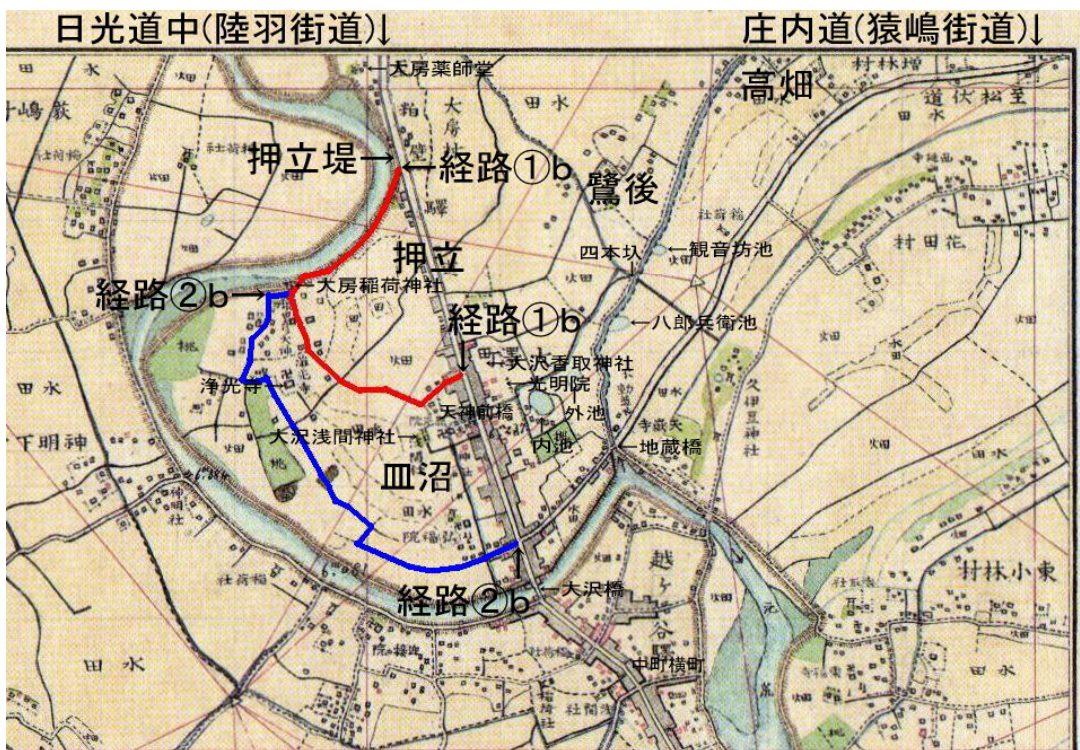
「押立」と云われた「大沢町・上宿(上組)」の外れである「大

沢町・辻」のあった大沢三丁目と、「押立組」のあった北越谷五丁目は、それぞれ大沢三丁目の「北端」付近と、北越谷五丁目の「南端」付近で境界を接しており、北越谷五丁目の「西端」には、「元荒川」左岸の堤防が「東側」に湾曲しながら続いている。



「図①—a」

「明治前期測量 二万分の一 フランス式彩色地図
 — 第一軍管地方二万分一迅速測図 —
 埼玉県武蔵国南埼玉郡越ヶ谷駅及大沢町近傍村落」
 に加筆して部分的に転載



「図①—b」 同上

以上の考察の結果により、「史料一」に記載された「押立堤」は、現在の北越谷五丁目の「西端」に、「東側」に湾曲しながら続く「元荒川」左岸の堤防であったことが判明する。

三 「押立堤」へと至る往古の「奥州道」の経路

次に、「押立堤」へと至る往古の「奥州道」の経路について考察を進める。

往古の「奥州道」の経路については、「史料一」における「八条堤通、南百角ヨリ西方、中町横町」までと同様に、「元荒川」の「自然堤防」上に存在したと仮定するが、その前に「押立堤」の所在地であった現在の北越谷地区に存在する「河畔砂丘」についての説明と、それに基づいた筆者の見解を述べる。

平社定夫氏・佐藤和平氏（一九九三）は、『中川水系 I 総論 II 自然』において、「北越谷河畔砂丘」について、次のように述べている。

大林河畔砂丘の一つ南側の蛇行部、越谷市北越谷に二列の河畔砂丘が発達する。いずれもゆるく湾曲した平面形態を示し、北から南へのびる。I は浄光寺をのせ長さ五八〇m、幅七五mであり、II は北越谷小学校の東の住宅地をのせ長さ三五〇m、幅五〇mである。低地との比高は、二m前後である。（15）

（太字・漢数字筆者）

また両氏は、北越谷地区に「二列」存在する「北越谷河畔砂丘」を含んだ「河畔砂丘」の分布について「かつての利根川と考えられる流路（流路跡）沿いだけに発達し」（16）と述べ、さらに両氏は、多田文男氏（一九四七）による「河畔砂丘」の形成に関する原理を紹介して、「利根川中流部は砂の供給がよく、砂の

移動が容易で、蛇行の袂状（けつじょう）部の風下側（東側あるいは南側）に出来やすいことを明らかにした」（17）と述べている。筆者は平社氏・佐藤氏、多田氏の論考を基に、拙稿「越谷市内を流れる元荒川は元・利根川だった」（18）において、次のように結論付けた。

①「河畔砂丘」は「利根川」の流路の「東側」及び「南側」に出来やすいという原理により、昭和二年（一九四七）に撮影された北越谷地区の空中写真（19）において、現在ある「北越谷小学校」の位置より「東側」に読み取った数筋の流路跡のすべては、「元・利根川」であったということが出来る。

②今はなき「大沢浅間神社」（20）の小丘や「大沢七つ池」（21）が形成された時期も、「元・利根川」であった頃であり、長元七年（一〇三四）に勧請されたという「大沢浅間神社」の伝承（22）も、「元・利根川」の流路跡の時期を推定する材料になる可能性がある。

③昭和四七年（一九七二）に、北越谷地区の対岸である南荻島地区の「元荒川」の川底から、康正三年（一四五七）より明応八年（一四九九）に至るまでの板碑群が引き上げられた（23）が、北越谷地区における「元・利根川」の流路は、「河畔砂丘」の形成の過程により「東」から「西」へ移動しているために、最後に板碑の建てられた明応八年（一四九九）以降に、現在の「元荒川」の位置に流路が定まり、板碑群が川底に没したということが出来る。

以上の説明と結論を踏まて、現在の「元荒川」の前身となる「元・利根川」左岸跡の「自然堤防」上を経由する、次の「二通り」の経路を仮定する。

①明応八年（一四九九）以前に形成された「北越谷河畔砂丘I」を含む「元・利根川」左岸跡の「自然堤防」上を進む経路。

「北越谷河畔砂丘Ⅰ」は、「浄光寺」（北越谷四丁目八番五号）
（24）をのせる。

②明応八年（一四九九）以前に、「北越谷河畔砂丘Ⅰ」の「西側」
に新たに形成された「北越谷河畔砂丘Ⅱ」を含む「元・利根
川」左岸跡の「自然堤防」上を進む経路。「北越谷河畔砂丘Ⅱ」
は、「北越谷小学校」（北越谷三丁目十番三八号）の東の住宅地
をのせる。この経路は、「北越谷河畔砂丘Ⅰ」が形成された当
時の「元・利根川」右岸跡の「自然堤防」上と重複している
部分が多いと推定される。

なお、北越谷地区に存在する現在の「元荒川」左岸の堤防を、
明治十三年（一八八〇）に、陸軍・参謀本部により測量された「明
治前期測量 二万分の一 フランス式彩色地図―第一軍管地方
近傍村落」（以下「迅速測図」と略す）によって確認すると、「大
房稻荷神社」（北越谷四丁目十二番三号）⁽²⁵⁾付近より「日光道
中（現・埼玉県道三二五号大野島越谷線）」へと、地図上では「茶
色」の「堤塘（ていとう）」⁽²⁶⁾の記号が描かれているのみで、
道は描かれていない。また、現在の北越谷地区でも同様である
が、「元荒川」が上流より下流へと「西側」に湾曲しながら蛇行
しているにも拘らず、「東側」の左岸の堤防が「元荒川」の「水
流（水面）」に接近しすぎている。このため、「大房稻荷神社」付
近より「日光道中」へと続く、「元荒川」左岸の堤防は、「自然
堤防」では有り得ず、近世以降に人工的に造られた「堤防」で
あることが判明する。ゆえに、その上に往古の「奥州道」が通
っていた可能性は皆無である。

次に、仮定した「北越谷河畔砂丘Ⅰ」を通る「①の経路」、及
び「北越谷河畔砂丘Ⅱ」を通る「②の経路」が、過去に存在し
たか否かを考察するために、「迅速測図」を確認すると、「**図①**」

（二九頁）に記したように、「①bの経路」、及び「②bの経路」
が設定できた。

四 「元荒川大堤通」、古名「高畑皿沼堤上通」

まず、「北越谷河畔砂丘Ⅱ」を通る「②bの経路」について考
察を進める。

『猫の爪』には、「元荒川」の堤について、次のような記載が
ある。

「史料四」

一 当町之義元和之頃ハ元荒川大堤通今云新田耕地、古

名高畑皿沼堤上通、其外放れ、住居致居候所、〔後略〕⁽²⁷⁾

（太字・カタカナ筆者）

「史料四」の記載により、文化年間（一八〇四〜一八一八）よ
り文政五年（一八二二）に至る当時に、「大沢町・新田」⁽²⁸⁾地
区にあった「元荒川大堤通」の古名は「高畑皿沼堤上通」と云
い、その古名から推定すれば古名で呼ばれていた当時には、「大
沢町・新田」内の「高畑組」⁽²⁹⁾地区と、「大沢町・皿沼」⁽³⁰⁾
地区を結ぶ堤の上の「通（とおり）」であったことが判明する。
また、『猫の爪』には、「元荒川大堤通」の古名である「高畑
皿沼堤上通」に関係する「大沢町・堤外」⁽³¹⁾の地名について、
次のような記載がある。

「史料五」

一 堤外ハ皿沼大堤之外今いふ堤の内通也、古名ゆへ堤

外といふ、⁽³²⁾

（太字・カタカナ筆者）

天保十一年（一八四〇）に、江澤昭融が著した『大澤町古馬宮』
（以下『古馬宮』と略す）にも、「堤外」の地名について、次のよ

うな記載がある。

「史料六」

四六 ○同堤外耕地

一 皿沼に続し耕地なり、むかし仙間宮のあたり二堤ありしと見えたり、其堤の外なる故名付しや、〔後略〕(33)

(太字・カタカナ筆者)

「史料五」、「史料六」の記載により、「堤外」の地名の基準となる「堤」は、「元荒川大堤通」の「古名」である「高畑皿沼堤上通」の当時には、現在の「元荒川」の流路よりかなり離れた位置にあった「大沢町・皿沼」の「仙間宮(大沢浅間神社)」付近に存在していたことが判明する。

ゆえに、「高畑皿沼堤上通」は「元・利根川」右岸跡の「自然堤防」上にあつたと推定されるものの、「迅速測図」を基に「北越谷河畔砂丘Ⅱ」を通る「②の経路」として設定した「②bの経路」とは全く異なる経路であり、「迅速測図」において確認することができない以上、「北越谷河畔砂丘Ⅱ」を通る「②の経路」は、往古の「奥州道」としては復原することができない。

五 「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」

次に、「北越谷河畔砂丘Ⅰ」を通る「①bの経路」について考察を進める。

『猫の爪』に描かれた「屋敷割絵図」によると、「大沢町・上宿(上組)」において、「日光道中」の「西側」に並ぶ屋敷で、且つ「日光」方向の「鈴木重左衛門屋敷」(34)と、「江戸」方向の「大木弥市屋鋪(ママ)」(35)の間に、「大房道 辻皿沼野道」(36)が描かれており、その「道」に関する事柄について、『猫の爪』には、次のような記載がある。

「史料七」

一 野道之義、古来ヨリ菩提所通路之道ゆへ浄光寺と唱ふ、

又此道付畑等二当山修験道之者多居住すゆへに山伏

長屋とも云、(37)

(太字・カタカナ筆者)

『古馬管』にも、その「道」に関する事柄について、次のような記載がある。

「史料八」

七九 ○ビクニ長家

一 ひくに長屋といふハ上宿也、大房村浄光新道竜宝院

といふ、当山修験(ママ)の近所也といふ、此辺ニ山伏の家
式三軒并尼法師の類多く居住せし、故名付しと云、今

ハ唱ふる人なし、〔後略〕(38)

(太字・カタカナ筆者)

「史料七」、「史料八」の記載により、「①bの経路」の大半は、「大沢町・上宿(上組)」の「日光道中」より「大房村」の「浄光寺」方面へと向かう主要道であり、その道の付近には「当山修験道」の山伏が居住しており、「山伏長屋」や「ビクニ長家(ひくに長屋)」と呼ばれていたことが判明する。ちなみに現在も、「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」であった道沿いに、かつての「覚宝院(竜宝院)」(39)であつたお宅が存在する。

「大沢町」内の「日光道中」沿いにあつた「大沢町・下宿(下組)」より「大沢町・上宿(上組)」へと続く土地で、最も標高が高い場所のひとつが、「大沢町・上宿(上組)」の「鈴木重左衛門屋敷」と「大木弥市屋鋪(ママ)」の土地である。その土地は、江戸時代後期より大正時代まで「かしわや」が両方とも所有していた(40)。現在も、「鈴木重左衛門屋敷」の土地であつた

部分で「日光道中」に面した一部分は、「かしわや」の子孫が土地を所有し、「かしわや秦野薬局」を経営している。

その店主の方(昭和十六年(一九四一)生まれ)が、六歳の時であつた昭和二二年(一九四七)九月十七日に、「カスリーン(Kathleen)台風」による大規模な浸水被害が、現在の越谷市内でも発生していた。店主の方の証言によれば、「日光道中」沿いの商店街を含む「大沢町」内のほとんどが浸水してしまったにも係わらず、現在「かしわや秦野薬局」のあるところに建っていた「蔵」や、「蔵」の西南西に建っていた「母屋」は全く浸水被害が無かつたという。

その話からも、「鈴木重左衛門屋敷」付近の「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」は、「北越谷河畔砂丘Ⅰ」より続く「元・利根川」左岸跡の「自然堤防」上の道であつたことは、間違いないことである。その「自然堤防」を「日光道中」を越えて東に延長すれば、寛永年間(一六二四〜一六四四)以前に遷座したと伝わる「大沢町」の鎮守である「大沢香取神社」(41)が祀られおり、遷座する場所として「自然堤防」上の微高地は最適であつたであろう。その「自然堤防」をさらに南東に延長すれば、「大沢香取神社」の別当であつた「光明院」(42)がある。この「光明院」にはかつて「薬師堂」があり、『猫の爪』には、「光明院」附属の「薬師堂」について、次のような記載がある。

「史料九」

〔前略〕

附薬師堂之義大房押入之薬師を移候哉、中古ヨリ境内

ニ一字有之候、(43)

(太字・カタカナ筆者)

『古馬笥』にも、「光明院」の「薬師堂」について、次のよう

な記載がある。

「史料十」

廿六 ○光明院

〔前略〕享保十一年十一月寺社門前境内除地書上

ニ山号無之与あり、いつの頃ヨリ山号寺号を名付しや

右同断書上ニ薬師堂弐間弐式間とあり、尤古来ヨリ有

来りニて堂守差置申候由書上有之候、〔後略〕(44)

(太字・カタカナ筆者)

「史料九」、「史料十」の記載により、「光明院」附属の「薬師堂」は、享保十一年(一七二六)以前の古来より存在したことが判明し、「史料九」において福井猷貞は、「浄光寺」が別当寺であつた「薬師堂(別名「押入の薬師」、「大江りの薬師」、「鶴の森の薬師」)(以下「大房」薬師堂」と略す)(45)と、「光明院」附属の「薬師堂」との関係にまで踏み込んでいる。

そこで、「①bの経路」を踏まえて「(大房)薬師堂」と「浄光寺」の関係について考察を進めると、「①bの経路」は本来、「押立堤」上の道及び「元荒川」が、南南東より進む「日光道中」に最も接近する位置で、「日光道中」と合流せずに、「押立堤」上の道を北北西へと進路を変更して進み、「(大房)薬師堂」付近にまで続いていたと推定できる。大同二年(八〇七)創建伝承を持つ「(大房)薬師堂」と、その別当寺であつた「浄光寺」の関係が確認できるのは、慶安元年(一六四八)の「寺領朱印状」(46)が最古であるが、「薬師堂領」として記載された「寺領朱印状」には、「任先規(先規に任せ)」と記載されているので、慶安元年(一六四八)以前より寺領が定められていたことが判り、両寺の関係が中世にまで遡れるであろうことは容易に推定することが可能である。

昭和五十年(一九七五)三月五日には、「浄光寺」本堂裏の墓地

造成地から古銭が出土し、その種類と数量は、①唐の「開通元宝」一一五枚、②北宋の「皇宋通宝」一一八枚、③「元豊通宝」一一〇枚、④明の「永樂通宝」七二枚など、四八種、一八二八枚である。出土した古銭の鑄造年代の下限は、「弘治通宝」（一五〇三初鑄）であり、天文十九年（一五五〇）に、北条氏康が関東に通用を命じた「永樂通宝」が、全体の三九パーセントを占めていることなどから、十六世紀後半に埋蔵されたものと推定されている（47）。

また、「①bの経路」である「浄光寺」の東を北西に進む「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」の端にはかつて、永祿元年（一五五八）銘の「二十一仏板碑」があり、現在は「大房稻荷神社」の境内に移転されている（48）。十六世紀後半に埋蔵されたものと推定される「古銭の出土」は、その流通を可能とさせる往來の激しい道の存在を想起させ、永祿元年（一五五八）銘の「二十一仏板碑」も、そこに暮らした人々の存在を確かなものとするのである。

ゆえに、①「薬師堂領」、「任先規」、「別当浄光寺」などが記載された慶安元年（一六四八）の「寺領朱印状」、②「浄光寺」に十六世紀後半に埋蔵されたと推定される四八種、一八二八枚の古銭、③「浄光寺」の「東側」の道端にあった永祿元年（一五五八）銘の「二十一仏板碑」などから、「（大房）薬師堂」と「浄光寺」は「①bの経路」を経て結びれていた可能性が高い。また、「①bの経路」により両寺の関係が形成されていた可能性もある。さらに、「①bの経路」の大半を占める「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」が、「光明院」のすぐ西側の「日光道中」にまで繋がっている以上、「（大房）薬師堂」、「浄光寺」及び「光明院」附属の「薬師堂」の三つの寺院の関係も今後の課題となるらう。

本稿の「三」、「四」、「五」の考察の結果により、「史料一」に記載された「押立堤」へと至る往古の「奥州道」の経路は、「①bの経路」が最も妥当であることが判明した。

六 「下総往還通」、別名「庄内道」、後の「猿島街道」

「越ヶ谷町」の「中町横町」より、「元荒川」を渡った後に、「大沢町・上宿（上組）」の「日光道中」より分岐する「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」へと至る経路は、「迅速測図」において確認することができない以上、「史料一」に記載された往古の「奥州道」としては復原することができない。しかし、『猫の爪』には、「香取大明神（神社）」の通り道について、次のような記載がある。

「史料十一」

〔前略〕今之所ニ宮居在

来候、尤古来ハ横込（49）ヨリ大門まで通り道有之由申伝、

〔後略〕（50）

（太字・カタカナ筆者）

「史料十一」の記載により、文化年間（一八〇四～一八一八）より文政五年（一八二二）に至る当時より古来には、「大沢町・横シ込」より「大沢香取神社」の「大門」へと「通り道」が存在していたことが判明し、「①bの経路」の大半を占める「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」の、「江戸」方向への延長路として推定することが可能である。

『猫の爪』には、「横シ込」の名前の由来について、次のような記載がある。

「史料十二」

一 横シ込ハ元和度之名にあらず、往古ハ横道筋ハ村往

還通也、寛永中日光道中二相也宿場相關ケ、高畑筋

之内へ慶安年中葛西用水筋御堀渡有之候而ヨリ、村内

下総往還通ハ、却而日光道ヨリ横道二成、新堤手前込

合候所ゆへ横シ込と云、(51)

(太字・カタカナ筆者)

「史料十二」の記載により、寛永年間(一六二四〜一六四四)以前の往古には、「横道筋」が当時の「大沢村」(52)の「往還通」であり、且つ「下総往還通(別名「庄内道」、後の「猿島街道」)(以下「猿島街道」と略す)(53)であったことが判明する。このことは、「元荒川」の前身である「元・利根川」右岸跡の「自然堤防」上にあつたと推定される「高畑皿沼堤上通」は、「猿島街道」の古道であつた可能性が高い。対岸である「元・利根川」左岸跡の「自然堤防」上にあつたと判明した「①bの経路」も、往古の「奥州道」と云うより、同じく「猿島街道」の古道であつた可能性が高く、どちらが主要であつたのかは不明である。

本間清利氏(一九八〇)は、『越谷ふるさと散歩(上)』において、「鷺後用水(逆川)」の造成について、次のように述べている。

この鷺後用水路は寛永六年(一六二九)荒川流路の和田吉野川(入間川筋)への付け替えで水量の激減した瓦曾根溜井の代用水として、古利根川の河道を利用した中島用水(後の葛西用水)が開発されたが、これにともなつて造成された中島用水路の一流路であり、大沢地藏橋で元荒川と合流し瓦曾根溜井に導流された。なおこの鷺後用水路は、もとの荒川が花田を迂回して流れた曲流路より以前の河道跡であり、流路の形が残されていたため、これを利用した用水路の造成はさほど至難な工事ではなかつたであろう。(54)

本間氏の説を補足すれば、「鷺後用水(逆川)」の造成は、「元荒川」の前身である「元・利根川」の河道跡を利用したもので、

その河道跡の両岸の「自然堤防」上には、それぞれ「猿島街道」の古道が存在し、河道跡に「元・利根川」の流路が存在していた時代には、その流路を挟んで左岸側が下総国で右岸側が武蔵国であつた(55)。また、「鷺後用水(逆川)」の造成以後に架けられた「地藏橋」(56)より「日光道中」方向へと至る「猿島街道」は、古道ではなく新しく造成された道である可能性が高い。

おわりに

本稿では、①「押立堤」の所在地、②「押立堤」へと至る往古の「奥州道」の経路、について考察を進めた結果、①は完全に、②は部分的に判明させることができた。

①「史料一」に記載された「押立堤」は、現在の北越谷五丁目の「西端」に、「東側」に湾曲しながら続く「元荒川」左岸の堤防であつた。

②「史料一」に記載された「押立堤」へと至る往古の「奥州道」の経路は、「大沢町・上宿(上組)」の「日光道中」より分岐する「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」を通り、その道は、北越谷地区で最も古い「河畔砂丘」である「北越谷河畔砂丘I」より続く「元・利根川」左岸跡の「自然堤防」上にあつた。また、その経路により「(大房)薬師堂」と、その別当寺であつた「浄光寺」は結ばれていた可能性が高い。

追記 「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」の終焉

明治三十年(一八九七)になると、当時「越ヶ谷町外一ヶ町組合」町長であつた「かしわや」の当主松沢久次郎は、「東武鉄道」線路敷設についての請願書を、関係町村の代表者と連名で内務

省に提出し(57)、さらに、開業時の「東武鉄道」の駅を誘致するために、「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」沿いに所有していた自らの土地を含む多くの土地を、「東武鉄道」に対して寄附を行った(58)。明治三十二年(一八九九)八月二十七日、その寄附行為は結実し、「東武鉄道(現・東武鉄道伊勢崎線)」の「越ヶ谷駅(後に「武州大沢駅」を経て「北越谷駅」)が開設された。しかし、皮肉にも「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」と、「東武鉄道」の線路が交差する位置が、開設された「駅」に近過ぎたために、道は線路を挟んで事実上東西に分断される結果となってしまう(59)。この時点で、「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」の「往来」としての役割は完全に終焉し、往古の「奥州道」であったと推定される栄光の歴史をも含めて、やがて完全に忘れ去られることになったのである。

脚注

- (1) 福井猷貞『越ヶ谷瓜の蔓』『越谷市史』第四卷 史料二、一九七二、四三〜七八頁。
- (2) 福井猷貞『大沢猫の爪』『越谷市史』第四卷 史料二、一九七二、七九〜一二四頁。
- (3) 越谷市史編さん委員会編『越谷市史』第四卷 史料二、(「史料解説」)、一九七二、三〜十頁。
- (4) 福井、前掲書注(1)、四五頁。
- (5) 福井、前掲書注(2)、八四頁。
- (6) 福井、前掲書注(2)、八二頁。
- (7) 福井、前掲書注(2)、九五〜一〇一頁。
- 江沢昭融『大沢町古馬宮』『越谷市史』第四卷 史料二、一九七二、一四八頁。
- (8) 福井、前掲書注(2)、九六・九八頁。
- 江沢、前掲書注(7)、一五一頁。
- (9) 福井、前掲書注(2)、八七・九六頁。
- 江沢、前掲書注(7)、一六五頁。
- (10) 福井、前掲書注(2)、九一〜九八頁。
- 「大略元禄八御検地名所上二記、其片書二八元和・寛文之名所書添、文化九申所持之名を記ス、」
(太字・カタカナ筆者)
- という記載があった後に、「屋敷割絵図」が描かれる。
- (11) 福井、前掲書注(2)、八三頁。
- 江沢、前掲書注(7)、一四六頁。
- (12) 越谷市史編さん委員会編『越谷市史』第二卷 通史下、一九七七、一一二七頁。
- 「大沢・大房地区の住居表示が変更される」
- (13) 越谷市北越谷地区自治会連合会編
『越谷市北越谷地区自治会連合会創立十周年記念誌』、一九八五、四二・四三頁。
- 久伊豆神社奉仕会広報委員会編『稲荷神社』、『越谷の神社』、二〇〇二、一七二〜一七五頁。
- (14) 「押立組」の呼称に関しては、かつての「大房村」の鎮守であった「大房稲荷神社」の氏子の方の証言では、「押立(おつたて)組」と呼んでいたということであった。
- (15) 平社定夫・佐藤和平『中川水系 I 総論・II 自然』、埼玉県、一九九三、九三頁。
- (16) 平社・佐藤、前掲書注(15)、八五頁。
- (17) 平社・佐藤、前掲書注(15)、八二頁。
- (18) 秦野秀明「越谷市内を流れる元荒川は元・利根川だった」、『古志賀谷』、一五号、二〇〇九、一〇六〜一〇九頁。

(19) 国土交通省 国土地理院 空中写真

(一九四七・一〇・二三撮影) 一二九番。

(20) 江沢、前掲書注(7)、一三六頁。

(21) 江沢、前掲書注(7)、一五六〜一五八頁。

高崎力「大沢の七ツ池」、『古志賀谷』、一四号、二〇〇七、八三・八四頁。

(22) 『浅間太神由来』(旧「荒井家」蔵、二〇一―現在、焼失)

『越谷市史』第三卷 史料一、一九七三、九二八頁。

(23) 本間清利『越谷市史』第一卷 通史上、一九七七、三六三〜三九一頁。

加藤幸一「元荒川(南荻島)出土の板碑群」、一九八八。

(『NPO法人 越谷市郷土研究会』ホームページ所収。)

<http://bc3456de.sakura.ne.jp/196.pdf> (2011.05.2 入手)

本間氏、加藤氏ともに、出土した板碑群に関して①自然埋没説、②人為的埋没説、のどちらであるかの判断を保留されている。

(24) 『新編武蔵風土記稿』卷之二百六 埼玉郡之八 新方領

(復刻版 蘆田伊人編『新編武蔵風土記稿』第十卷、

雄山閣、一九六三、一七六頁。)

(25) 前掲書(『新編武蔵風土記稿』)注(24)、一七六頁。

(26) 友次 英樹『増補版 土地台帳の沿革と読み方』、

日本加除出版、二〇〇七、六六頁。

明治九年五月一八日内務省議定・「地所名称区別細目」によれば、「堤塘」は「土石等ヲ以て築キ水ノ流溢を壅遏スルモノナリ」とある。

(27) 福井、前掲書注(2)、八二頁。

(28) 福井、前掲書注(2)、八三頁。

江沢、前掲書注(7)、一四七頁。

(29) 福井、前掲書注(2)、八四頁。

江沢、前掲書注(7)、一五三・一五四頁。

(30) 福井、前掲書注(2)、八三頁。

江沢、前掲書注(7)、一四六頁。

(31) 福井、前掲書注(2)、八三頁。後注(32)と同じ。

江沢、前掲書注(7)、一四六頁。後注(33)と同じ。

(32) 福井、前掲書注(2)、八三頁。前注(31)と同じ。

(33) 江沢、前掲書注(7)、一四六頁。前注(31)と同じ。

(34) 福井、前掲書注(2)、九六・九八頁。

(35) 福井、前掲書注(2)、九六・九八頁。

(36) 福井、前掲書注(2)、九六・九八頁。

(37) 福井、前掲書注(2)、九八頁。

(38) 江沢、前掲書注(7)、一五三頁。

(39) 「覚宝院」江沢、前掲書注(7)、一四一頁。

「竜宝院」福井、前掲書注(2)、九一頁。

(40) 「旧土地台帳」に明記。

(41) 福井、前掲書注(2)、八八頁。後注(50)と同じ。

江沢、前掲書注(7)、一三三・一三四頁。

(42) 福井、前掲書注(2)、八八・八九頁。後注(43)と同じ。

江沢、前掲書注(7)、一四〇頁。後注(44)と同じ。

(43) 福井、前掲書注(2)、八八・八九頁。前注(42)と同じ。

(44) 江沢、前掲書注(7)、一四〇頁。前注(42)と同じ。

(45) 前掲書(『新編武蔵風土記稿』)注(24)、一七六・一七七頁。

「相伝へて大同二年飛騨工が一夜に建立せしと云 さはあれ一夜に建しなど、妄誕論をまたず、古よりの像は先年賊のために失ひしかば、今の像を安ぜり、此薬師を**押入**の**薬師**と唱ふ、其義は知らず、慶安二年五石の御朱印を賜へり、浄光寺持ち、」

という「薬師堂」の記載がある。

石橋武之編『浄光寺つれづれ』、二〇〇二、一三八〜一四〇頁。

平成二年(一九九〇)に「薬師堂」の境内地を売却して、新たに「浄光寺」の境内地に「薬師堂」、「五智如来堂」等を建立した。

(46) 『大房浄光寺 寺領朱印状』(「浄光寺」蔵)

『越谷市史』第三卷 史料一、一九七三、八六九頁。

(47) 杉田政男「北越谷浄光寺の埋蔵古銭」、越谷市史編さん室編『越谷の歴史物語』、一九八〇、一五〜一七頁。

(48) 越谷市史編さん室編『越谷市金石資料集』、一九六九、五七頁。

七二 永祿元年(一五五八) 二十一仏

(1) 大房浄光寺道路端

(2) 高一三〇cm・幅五〇cm

(3) 現在北越谷稻荷神社に存す。

□□供養。下部に人名あり

本間、前掲書注(23)、三六三〜三九一頁。

所在地として、「浄光寺東側」の記載がある(三七八頁)。

(49) 福井、前掲書注(2)、八二頁。後注(51)と同じ。

江沢、前掲書注(7)、一四七頁。

(50) 福井、前掲書注(2)、八八頁。前注(41)と同じ。

(51) 福井、前掲書注(2)、八二頁。前注(49)と同じ。

(52) 福井、前掲書注(2)、八一頁。

「大沢町の義承承応以前大沢村と唱、越ヶ谷へ助合伝馬相勤申候、承応二年ヨリ大沢町と唱来申候、」

(太字・カタカナ筆者)

江沢、前掲書注(7)、一三一・一三二頁。

(53) 江沢、前掲書注(7)、一五二頁。後注(56)と同じ。

(54) (本間清利)、越谷市史編さん室編『越谷ふるさと散歩(上)』、一九八〇、一〇四頁。

(55) 江沢、前掲書注(7)、一三四頁。

「大沢町」の元郷であった「鷺後」、「高畑」のうちで、武蔵国側であった「元・利根川」右岸の「高畑」ではなく、下総国側であった「元・利根川」左岸の「鷺後」に、「香取神社」が勧請されていたことに注目すべきである。

(56) 江沢、前掲書注(7)、一五二頁。前注(53)と同じ。

(57) 「明治三十年六月 「東武鉄道線路敷設に付請願書」

(『土木部特許事業』「埼玉県立文書館」蔵)
越谷市史編さん委員会編『越谷市史』第五卷 史料三、一九七四、二〇六・二〇七頁。

(58) 「旧土地台帳」に明記。

(59) 昭和四十六年(一九七二)五月三十一日以前まで、越谷市大沢三丁目三番地付近と、北越谷二丁目十九番地付近を連絡する、「東武鉄道伊勢崎線」の「第四種踏切(踏切警報機や遮断機が設置されていない)」が存在した(「営団地下鉄(現・東京地下鉄)日比谷線」の八両編成化のため、「北越谷駅」の島式プラットホームの北千住駅方面への延長がなされ、それに伴い廃止される)。筆者は当初、「東武鉄道」が開通する前の「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」の最南端地点を、廃止された「第四種踏切」の位置と考えていたが、越谷市郷土研究会の加藤幸一氏よりご指摘を頂き、廃止された「第四種踏切」の位置より北北西に約五〇mの地点で、「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」が、北東より南西へと進んでいたことを確認した。

※参考

「迅速測図」より割り出した「大房道 辻皿沼野道」、別名「大房村浄光新道」の「緯度経度（「北緯」及び「東経」）」。
（平成一四年（二〇〇二）九月一日測地法改正による世界測地系に基づく値）

- ① 「日光道中・江戸方向」よりの分岐点（「秦野薬局」南南東端付近）北緯三五度五四分五秒 東経一三九度四六分五三秒
 - ② 「大房道」沿いの「旧・覚宝院」南西端
北緯三五度五四分三秒 東経一三九度四六分五〇秒
 - ③ 「大房道」の最南端
北緯三五度五四分二秒 東経一三九度四六分四七秒
 - ④ 「大房道」の旧・大沢町と旧・大房村の境界
北緯三五度五四分四秒 東経一三九度四六分三八秒
 - ⑤ 「日光道中・日光方向」よりの分岐点
北緯三五度五四分二五秒 東経一三九度四六分四五秒
- 番外 今なき「内池」の最北端
北緯三五度五四分三秒 東経一三九度四七分一秒



「越谷市と松伏町の河畔砂丘と周辺の地形」
平社定夫・佐藤和平『中川水系 I 総論・II 自然』
埼玉県、1993、94頁